

ソーシャルビジネスを始める・営んでいるみなさまへ 新規開業資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、ご融資を通じて、高齢者、障害者の介護・福祉、子育て支援など、社会的課題をビジネスの手法で解決していく持続的な事業活動であるソーシャルビジネスのお手伝いをさせていただいております。

POINT 1

事業開始後 7 年以内の方まで、ご利用いただけます。

POINT 2

保育サービス事業や介護サービス事業を始める(営んでいる)方などは、特別利率が適用されます。

お手続きの流れ ※日数はおおよその目安です。

①お申込み

ご提出いただく書類は以下の通りです

- ・[個人・法人]借入申込書、見積書(設備資金の場合)、企業概要書または創業計画書(初めてご利用の方)
- ・[個人]最近 2 期分の申告決算書(申告されている方)
- ・[法人]最近 2 期分の決算書(決算を終えている方)・試算表、履歴事項全部証明書(初めてご利用の方)

②ご面談(お申込みから 1 週間程度)

- ・資金のお使いみちや事業の状況(計画)などについてお伺いします
- ・営業状況(計画)や資産、負債のわかる書類をご準備ください
- ・店舗や事務所をお訪ねすることがあります

③ご融資(ご面談から 2 週間程度)

- ・ご融資が決まりますと、ご契約に必要な書類をお送りします
- ・お手続き完了後、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金します

新規開業資金の概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注1)	
ご融資額	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備 15年(3年)以内【特に必要な場合20年(3年)以内】 運転 5年(6ヵ月)以内【特に必要な場合7年(1年)以内】	
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	
	以下のような制度もあわせてご利用いただけます。	
	■新創業融資制度	
	ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方で、一定の要件を満たす方
	ご融資額	3,000万円以内(うち運転資金1,500万円以内)
	ご返済期間 (うち据置期間)	設備:15年(2年)以内 運転:5年(1年)以内【特に必要な場合7年(1年)以内】
	担保・保証人	原則として、無担保・無保証人(注2)
	■担保を不要とする融資制度	
	ご利用いただける方	税務申告を2期以上行っている方
	ご融資額	4,800万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	設備:15年(2年)以内 運転:5年(1年)以内【特に必要な場合7年(1年)以内】	
担保・保証人	個人の方:原則として、無担保・無保証人 法人の方:原則として、無担保・代表者の方の保証	
利率(年)	ソーシャルビジネス関連(注1)	
	1 保育サービス事業や介護サービス事業等(注3)を新たに始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	特別利率C
	2 地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を新たに始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	特別利率A
	3 認定NPO法人(仮認定NPO法人を含む。)	特別利率A
	4 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに始める方または事業開始後おおむね7年以内の方であって、公庫からフォローアップを受ける(注4)方	特別利率A
5 上記1~4以外	基準利率 特定の資金は特別利率	

(注1)一定の要件を満たす必要があります。くわしくは支店の窓口までお問い合わせください。

(注2)利率低減措置をご希望される場合は、代表者の方の保証が必要です。

(注3)老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障害者福祉事業等を指します。

(注4)ご融資後3年間、半期に1回、事業計画の進捗状況を確認させていただきます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル

(野こまよ! 公庫)

☎0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫

国民生活事業

佐野支店

〒327-0024

佐野市亀井町2649-3

TEL 0283-22-3011 FAX 0283-22-6248